

## 個人情報保護に関する特記仕様書

### (基本的事項)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、本契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、本契約が終了した後、又は本契約が解除された後においても、本契約を履行する上で知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。

### (目的外利用の禁止)

第3 乙は、個人情報を契約の履行以外の目的に使用してはならない。

### (第三者への提供の禁止)

第4 乙は、本契約を履行する上で京都府後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (複写、複製の禁止)

第5 乙は、本契約を履行する上で甲から提供を受けた資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (適正管理)

第6 乙は、本契約を履行するうえで甲から提供を受けた個人情報の漏洩、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の防止に関する措置を講じなければならない。

### (作業場所の指定)

第7 乙は、甲が指定する場所以外の場所で、本契約による個人情報を取り扱う事務処理をしてはならない。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、本契約による個人情報を取り扱う事務処理をする必要がある場合において、あらかじめ当該作業場所における個人情報の安全確保の措置内容を甲に届け出て、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

### (資料等の運搬)

第8 乙は、本契約を履行する上で、個人情報が記載された資料等を運搬すると

きは、個人情報の漏洩、滅失、き損、紛失、盗難を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙が本契約を履行する上で甲から提供を受けた個人情報が記録された全ての資料等は、本契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(適切な監督)

第10 乙は、本契約による事務に従事している者に対し、在職中はもとより退職後においても、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(報告及び調査)

第11 甲は、必要があると認めるときは、本契約による個人情報の取扱いの状況について、乙に報告させ、又は随時実地に調査することができるものとする。

(不適切な取扱いの場合)

第12 甲は、本契約による個人情報の取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(事故の場合の措置)

第13 乙は、本仕様書に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、協議するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記仕様書に違反していると認めたときは、契約の解除及び甲に実際に生じた通常かつ直接の範囲に限り、乙に対して損害賠償の請求をすることができるものとする。